

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
 原告1の1外
 被告福島県外7名

準備書面(12)

平成30年 1月10日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖裕



同

久納 京祐



原告準備書面(42)に対して

第1 「第1 本準備書面の目的」について

争う。

第2 「第2 被告福島県が市民からの報告を無視したこと」について

1 「1 本原告による福島市教育委員会への問い合わせ」について

原告番号70-3番の原告と、福島市教育委員会との間のやりとり及びその内容に

について、被告福島県として不知。

2 「2 本原告による学校のサンプリング調査」について

不知。

3 「3 本原告による被告福島県への報告」について

原告番号70～3番の原告が福島県教育委員会に甲F70号証の1・別紙2の書面を提出したことについて認め、その余は不知。

4 「4 被告福島県による全校調査の実施」について

被告福島県が、平成23年4月5日から同月7日にかけて、県内の小・中学校の放射線モニタリングを実施し、その結果を県のホームページに掲載したこと、同掲載のなかに放射線量の数値の評価に関する記載がないことについて認める。

その余について争う。

5 「5 被告福島県による県立高等学校の始業日等についての通知」について

福島県教育委員会において、甲C70号証の通知を発出したことについて認め、その余について争う。

甲C70号証について「各自治体からの始業の可否や始業日に関する問い合わせに対して県の方針を伝えたもの」との点について否認する。甲C70号証は、県立高校の始業につき県教育委員会として方針を示したものであって、各市町村教育委員会に対し、各市町村立小中学校の始業日について方針を示したものではない。そもそも、各市町村立小中学校の始業日については、各市町村教育委員会において判断するものであり、県教育委員会はその方針を示す立場はない。

第3 「第3 被告福島県の学校再開の決断が不合理であること」について

1 「1 被告福島県のオフサイトセンターへの回答依頼」について

福島県教育委員会からオフサイトセンター担当者あてに甲C71号証の書面を送付したことについて認めるが、福島県教育委員会からオフサイトセンター担当者に対して実際に送付した書面は丙C14号証及び丙C15号証のとおりであり、原告らが提出した甲C71号証はその一部である。

その余について否認する。

2 「2 被告福島県が学校再開基準を有していなかったこと」について

「被告福島県は、学校再開をするのに必要な放射線量に関する知識を十分に有しておらず、かつ、そのことについて自覚をしていた。特にQ3は、被告福島県が、学校再開の目安となる放射線量について専門知識がなかったことを端的に示している。」

との点について争う。

甲C71号証は、福島県教育委員会において、児童生徒や保護者の不安の払拭等のため、放射線と健康に関する正しい知識の普及啓発を進める目的でオフサイトセンターに回答を求めたものであり、福島県教育委員会において県立高等学校の始業日に関する方針を示したこと（甲C70号証）とは関連しないものである。

甲C71号証に対するオフサイトセンターからの回答がなかったことについて認め
る。

「放射能の危険に関する知見に乏しい被告福島県は、平成23年3月29日、専門
家の助言も求めずに学校再開を決断し、その後も、本件回答依頼による文書回答を得
ないまま、既定の始業日である4月8日について、その延期等も考慮することなく学
校を再開させたものである。」との点について争う。

福島県教育委員会において、避難指示・屋内退避指示区域以外の区域にかかる県立
高等学校について平成23年度の始業をしないとの判断をすべき事情はなかったこと
から、甲C70号証のとおり始業日等についての方針を示したものである。

第4 「第4 小括」について

- 1 「1 被告福島県のおかれた状況」について
争う。

福島県教育委員会において、避難指示・屋内退避指示区域以外の区域にかかる県立
高等学校について平成23年度の始業をしないとの判断をすべき事情はなかった。

- 2 「2 被告福島県の義務違反」について

「被告福島県としては、県内の各自治体が、県以上に被ばく対策の知識に欠ける傾
れのあることは容易に推認できだし、容易に確認することもできたのであるから、県
内児童生徒を健康リスクにさらさないために、十分な検討を経て、地域ごとに学校再
開の時期を定め、その旨、市町村教育委員会を指導する義務があった。少なくとも、
被ばく対策の知識補充のための専門家への意見照会の時間を短縮、省略して学校を再
開する必要はなかった。」との点について争う。

福島県教育委員会において、避難指示・屋内退避指示区域以外の区域にかかる県立
高等学校について平成23年度の始業をしないとの判断をすべき事情はなかった。

被告福島県が「県内の自治体の学校再開にも決定的な影響を与えた。」との点について否認する。

3 「3 被ばくの結果」について

被告福島県が「子供たちに無用な被ばくをさせた」との点について争う。

第5 「第5 求証明」について

1 「1 オフサイトセンターについて」について

「オフサイトセンター」は、平成23年3月12日、国が原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として設置した「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所に係る原子力災害現地対策本部」を指す。

甲C71号証に対するオフサイトセンターからの回答はなかった。

2 「2 本件報告書に対する対応の検討について」について

原告らが「本件報告書」とする書面（甲F70号証の1・別紙2の審面）につき、福島県教育委員会において受領したことについて認めるが、受領した者が誰であるかについては判明しない。

「本件報告書」については、丙C15号証のとおり福島県教育委員会からオフサイトセンターに送付し、国としての判断を求めていた。

3 「3 被告国の関与について」について

「学校再開の判断は、当時、被告国（文部科学省等）から派遣されていた職員（県への出向者を含む）による指示があった事情を窺わせる」との点について否認。

福島県教育委員会において、避難指示・屋内退避指示区域以外の区域にかかる県立高等学校について平成23年度の始業をしないとの判断をすべき事情はなかったことから、甲C70号証のとおり始業日等についての方針を示したものである。

「学校再開の決断に関与した被告国（文部科学省等）の職員」との求証明は、前提事実を誤ったものであり、回答の限りでない。